

北海道医療費適正化計画
[第四期]
骨子

令和5年9月
北海道

目 次

第1章 総論 -----	3
第1節 計画策定の趣旨	
第2節 計画の位置づけ	
第3節 計画の期間	
第4節 計画に掲げる事項	
第2章 医療費を取り巻く現状と課題 -----	4
第1節 高齢化の現状と見直し	
第2節 医療費の動向	
1 全国の医療費	
2 全国の高齢者の医療費	
3 北海道の医療費	
4 北海道の高齢者の医療費	
第3節 生活習慣病やメタボリックシンドロームの状況	
1 全国及び北海道の状況	
(1) 特定健康診査の実施状況	
(2) 特定保健指導の実施状況	
(3) メタボリックシンドロームの該当者及び予備群の状況	
2 受療動向	
3 死亡率	
第4節 病床数の状況	
第5節 平均在院日数の状況	
第3章 基本理念と目標 -----	6
第1節 基本理念	
1 生活の質の維持及び向上	
2 今後の人口構成の変化への対応	
3 目標及び施策の達成状況等の評価	
第2節 医療費適正化に向けた目標	
1 健康の保持の推進に関する達成目標	
(1) 特定健康診査及び特定保健指導の推進	
ア 特定健康診査の実施率	
イ 特定保健指導対象者の減少率	
ウ 特定保健指導の実施率	
(2) 生活習慣病等の予防	
ア たばこ対策	
イ 予防接種の推進	
ウ 生活習慣病の重症化予防の推進	
(3) 高齢者の心身機能の低下等に起因した疾病予防・介護予防の推進	
2 医療の効率的な提供の推進に関する達成目標	
(1) 入院と在宅等の調和	
(2) 医療・介護の連携を通じた効果的・効率的なサービス提供の推進	
(3) 医療資源の効果的・効率的な活用	
(4) 後発医薬品等の使用促進	
(5) 医薬品の適正使用の推進	

第3節	計画期間における医療費の見通し	
第4章	目標を達成するため道が取り組むべき施策	8
第1節	健康の保持の推進に関する施策	
1	保険者による特定健康診査及び特定保健指導の推進	
2	保険者と市町村、事業所等との連携	
3	生活習慣病等の対策の取組	
(1)	食生活や運動による健康づくり	
(2)	糖尿病等の生活習慣病の重症化予防	
(3)	がん対策の取組	
(4)	たばこ対策	
(5)	歯と口腔の健康づくり	
(6)	予防接種の推進	
4	高齢者の健康づくりや介護予防等の取組	
(1)	高齢者の心身機能の低下等に起因した疾病予防・介護予防	
(2)	高齢者の積極的な社会参加	
第2節	医療の効率的な提供の推進に関する施策	
1	医療機関の機能分担・連携の推進	
2	医療・介護連携を通じた効果的・効率的なサービス提供の推進	
3	医療資源の効果的・効率的な活用	
4	後発医薬品等の使用促進	
5	重複受診や頻回受診等の適正化	
6	重複投薬等の適正化	
7	診療報酬明細書（レセプト）等の点検の充実	
8	I C T化の促進	
9	国保データベース（K D B）及び健康・医療情報データベースの活用	
第5章	計画推進に向けた体制整備と関係者の役割	11
第1節	体制整備と関係者の連携及び協力	
1	道の保険者協議会における役割	
2	保険者等及び医療の担い手等関係者との連携及び協力	
第2節	道や関係者の役割	
1	道の役割	
2	保険者等の役割	
3	医療の担い手等の役割	
4	道民の役割	
第6章	計画の推進	12
第1節	P D C Aサイクルに基づく計画の推進	
第2節	計画の達成状況の評価	
1	進捗状況の公表	
2	進捗状況に関する調査及び分析	
3	実績評価	
4	評価結果の活用	
第3節	計画の周知	

第1章 総論

第1節 計画策定の趣旨

本道の地域特性等の状況、国における医療制度改革の状況等を踏まえながら、道民の健康の保持や医療の効率的な提供、その他医療費適正化のための取組などにより、引き続き本道の医療費適正化を総合的に推進していく本計画の策定趣旨について記載する。

第2節 計画の位置づけ

本計画の法的根拠や、「北海道医療計画」、「北海道健康増進計画」、「北海道高齢者保健福祉計画・介護保険事業支援計画」、「北海道国民健康保険運営方針」との調和及び一体的・総合的な推進について記載する。

第3節 計画の期間

本計画の計画期間を記載する。（令和6年度～11年度の6年）

第4節 計画に掲げる事項

計画に掲げる医療費適正化の推進のために必要な事項について記載する。

- 道民の健康の保持の推進に関し、道が達成すべき目標
- 医療の効率的な提供の推進に関し、道が達成すべき目標
- 目標を達成するために道が取り組むべき施策
- 目標を達成するための保険者等及び医療の担い手等の関係者との連携・協力
- 道における医療費の調査及び分析
- 計画期間における医療費の見通し
- 計画の達成状況の評価
- 医療費適正化の推進に必要なその他の事項 など

第2章 医療費を取り巻く現状と課題

第1節 高齢化の現状と見通し 【新規】

本道の高齢化の現状及び推計について記載する。

第2節 医療費の動向

1 全国の医療費

全国の国民医療費の額や伸び率などについて記載する。

2 全国の高齢者の医療費

全国の後期高齢者の医療費の額、医療費全体に占める割合などについて記載する。

3 北海道の医療費

本道の医療費の額や伸び率などについて記載する。

4 北海道の高齢者の医療費

本道の後期高齢者医療費の額、本道の医療費全体に占める割合などについて記載する。

第3節 生活習慣病やメタボリックシンドロームの状況

1 全国及び北海道の状況

全国と本道に関し、生活習慣病が死亡原因や医療費に占める割合、特定健康診査や特定保健指導の実施率、メタボリックシンドロームの該当者及び予備群の状況などについて記載する。

(1) 特定健康診査の実施状況

(2) 特定保健指導の実施状況

(3) メタボリックシンドロームの該当者及び予備群の状況

2 受療動向

全国と北海道における生活習慣病の疾病別の受療率などについて記載する。

3 死亡率

全国と北海道における死因別死亡率について記載する。

第4節 病床数の状況

全国と本道における病床種別ごとの病床数の状況について記載する。

第5節 平均在院日数の状況

全国と本道における平均在院日数の状況について記載する。

第3章 基本理念と目標

第1節 基本理念

道民生活の質の維持及び向上、並びに今後の人口構成の変化に対応した目標及び施策の達成状況等の評価を適切に行うといった、基本理念について記載する。

- 1 生活の質の維持及び向上
- 2 今後の人口構成の変化に対応 **【変更】**
- 3 目標及び施策の達成状況等の評価

第2節 医療費適正化に向けた目標

本道の医療費等の状況を踏まえ、医療費適正化のために道が達成すべき目標について記載する。

1 健康の保持の推進に関する達成目標

特定健康診査の実施率、特定保健指導の実施率及び対象者の割合の減少率、生活習慣病の重症化予防などに関する目標について記載する。

- たばこ対策、生活習慣病の重症化予防などについては、「北海道健康増進計画」との整合を図る。
- 平成29年度に策定した「北海道糖尿病性腎症重症化予防プログラム」について記載する。
- 高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施について記載する。

(1) 特定健康診査及び特定保健指導の推進

ア 特定健康診査の実施率

イ 特定保健指導対象者の減少率

ウ 特定保健指導の実施率

(2) 生活習慣病等の予防

ア たばこ対策

イ 予防接種の推進

ウ 生活習慣病の重症化予防の推進

(3) 高齢者の心身機能の低下等に起因した疾病予防・介護予防の推進 **【新規】**

2 医療の効率的な提供の推進に関する達成目標

入院と在宅等の調和、後発医薬品等の使用促進及び医薬品の適正使用の推進などに関する目標について記載する。

○医療資源の効果的・効率的な活用の推進に関する目標を記載する。

○医療と介護の両方を必要とする高齢者への包括的な在宅医療・介護を提供するために必要な市町村の取組への支援に関する目標を記載する。

○高齢者の大腿骨骨折の増加を前提にした骨粗鬆症の把握、治療の開始及び継続のための取組に関する目標を記載する。

(1) 入院と在宅等の調和

(2) 医療・介護の連携を通じた効果的・効率的なサービス提供の推進 【新規】

(3) 医療資源の効果的・効率的な活用 【新規】

(4) 後発医薬品等の使用促進 【変更】

(5) 医薬品の適正使用の推進

第3節 計画期間における医療費の見通し

本道の医療費の状況や本計画に基づく適正化の取組の効果等をもとに、令和11年度の医療費の見通しを記載する。

○国から提供される推計ツールを用いる。

第4章 目標を達成するため道が取り組むべき施策

第1節 健康の保持の推進に関する施策

1 保険者による特定健康診査及び特定保健指導の推進

保健事業の人材育成や集約的な契約の支援、先進的な事例の収集及び情報提供、道による市町村への支援などに関し、それぞれの現状・課題、施策の方向と主な施策について記載する。

- 「北海道国民健康保険運営方針」と整合を図る。

2 保険者と市町村、事業所等との連携

保険者と市町村等との連携、事業所等における「健康経営」の取組などに関し、それぞれの現状・課題、施策の方向と主な施策について記載する。

3 生活習慣病等の対策の取組

食生活や運動による健康づくり、糖尿病等の生活習慣病の重症化予防、がん対策、インフルエンザ予防などに関し、それぞれの現状・課題、施策の方向と主な施策について記載する。

- 「北海道健康増進計画」「北海道がん対策推進計画」「北海道国民健康保険運営方針」等との整合を図る。
- 生活習慣病の重症化予防について、平成29年度に策定した「北海道糖尿病性腎症重症化予防プログラム」について記載する。
- たばこ対策について、令和2年3月に制定した「北海道受動喫煙防止条例」について記載する。

(1) 食生活や運動による健康づくり

(2) 糖尿病等の生活習慣病の重症化予防

(3) がん対策

(4) たばこ対策

(5) 歯と口腔の健康づくり

(6) 予防接種の推進

4 高齢者の健康づくりや介護予防等の取組

高齢者の健康づくりや介護予防、社会参加などに関し、それぞれの現状・課題、施策の方向と主な施策について記載する。

- 高齢者を対象とした取組については、「北海道高齢者保健福祉計画・介護保険事業支援計画」との整合を図る。
- 高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施の推進に係る取組について記載する。

(1) 高齢者の心身機能の低下等に起因した疾病予防・介護予防 【新規】

(2) 高齢者の積極的な社会参加

第2節 医療の効率的な提供の推進に関する施策

1 医療機関の機能分担・連携の推進【変更】

「北海道医療計画」における5疾病・6事業及び在宅医療に関する医療機関の機能分担及び連携、高齢化にも対応した医療連携体制の構築などに関し、それぞれの現状・課題、施策の方向と主な施策について記載する。

- 医療費の見込みの算定に当たって必要となる、地域医療構想における将来の病床の必要量や、病床の機能の分化及び連携の推進のための施策を記載する。
- 「北海道医療計画」との整合を図る。

2 医療・介護の連携を通じた効果的・効率的なサービス提供の推進【新規】【変更】

○医療と介護の両方を必要とする高齢者への包括的な在宅医療・介護を提供するために必要な市町村の取組への支援に関し、現状・課題、施策の方向と主な施策について記載する。

また、高齢者の大腿骨骨折の増加を前提にした骨粗鬆症対策に関し、現状・課題、施策の方向と主な施策について記載する。

- 「北海道医療計画」、「北海道高齢者保健福祉計画・介護保険事業支援計画」との整合を図る。

3 医療資源の効果的・効率的な活用【新規】

医療資源の効果的・効率的な活用に関し、現状・課題、施策の方向と主な施策について記載する。

4 後発医薬品等の使用促進【変更】

後発医薬品及びバイオ後続品の使用促進に向けた国の動向、数量シェア、差額通知の取組などに関し、それぞれの現状・課題、施策の方向と主な施策について記載する。

- 「北海道国民健康保険運営方針」と整合を図る。

5 重複受診や頻回受診等の適正化

重複受診者や頻回受診者、それらの患者に対する訪問指導などに関し、それぞれの現状・課題、施策の方向と主な施策について記載する。

○「北海道国民健康保険運営方針」と整合を図る。

6 重複投薬等の適正化

医薬品の組合せによる重篤な副作用の危険性などに関し、現状・課題、施策の方向と主な施策について記載する。

○「北海道国民健康保険運営方針」と整合を図る。

7 診療報酬明細書（レセプト）等の点検の充実

市町村国保のレセプト点検、点検効果率、第三者求償などに関し、それぞれの現状・課題、施策の方向と主な施策について記載する。

○「北海道国民健康保険運営方針」と整合を図る。

8 ICT化の促進

保険者や医療機関の内部、医療機関の間で活用が進んでいるICT化に関し、現状・課題、施策の方向と主な施策について記載する。

9 国保データベース（KDB）及び健康・医療情報データベースの活用【変更】

KDB及び健康・医療情報データベースの健診・医療等の情報を活用した保健事業や健康づくりに関し、現状・課題、施策の方向と主な施策について記載する。

第5章 計画推進に向けた体制整備と関係者の役割

第1節 体制整備と関係者の連携及び協力

1 道の保険者協議会における役割 【変更】

道の保険者協議会における役割、保険者等や医療の担い手等の関係者との連携による医療費適正化の取組などについて記載する。

2 保険者等及び医療の担い手等関係者との連携及び協力 【変更】

第4章の取組の円滑な推進のため、保険者等や医療の担い手等関係者が連携・協力する体制づくりなどについて記載する。

第2節 道や関係者の役割

道、保険者等、医療の担い手等及び道民について、それぞれの役割を記載する。

1 道の役割

2 保険者等の役割

3 医療の担い手等の役割

4 道民の役割

第6章 計画の推進

第1節 PDCAサイクルに基づく計画の推進

定期的な計画の達成状況の点検、その結果に基づき必要な対策を実施するPDCAサイクルについて記載する。

第2節 計画の達成状況の評価

1 進捗状況の公表

年度ごと（本計画最終年度及び実績評価を行った年度を除く）に本計画の進捗状況を公表することについて記載する。

2 進捗状況に関する調査及び分析

次期計画の作成に資するため、本計画期間の最終年度に計画の進捗状況に関する調査及び分析を行い、結果を公表することについて記載する。

3 実績評価

本計画期間終了の翌年度に、保険者協議会の意見を聴いた上で、目標の達成状況を中心とした実績評価を行い、その内容を公表することについて記載する。

4 評価結果の活用

毎年度の進捗状況を踏まえ、必要に応じ、施策等の内容の見直しを行うほか、本計画期間の最終年度に行う進捗状況の調査及び分析について、次期計画の作成に活用することについて記載する。

第3節 計画の周知

市町村、保険者、保健医療機関などの関係者への配付、北海道のホームページへの掲載など、道民に広く周知することについて記載する。